

ご葬儀後の主な手続き

◆窓口がご不明な場合は総合窓口におたずねください。◆

【取扱い時間】 ◇午前8時30分 ～ 午後5時15分（正午～午後1時を除く）

※ 平日のみ。土日祝日を除きます。

【取扱い窓口】 ◇日向市役所本庁1階 代表：0982-52-2111

◇東郷総合支所（一部業務のみ） 直通：0982-69-3901

※ 美々津、岩脇、細島支所でのお取扱いはできません。

※ ご不明な点は、事前にお電話でご確認ください。

※亡くなられた方の戸籍を交付できるまで1週間程度かかります。

（他の市区町村に本籍がある方は、1週間以上かかる場合があります）

■本庁1階 ②・③ 番窓口 税務課資産税係（内線 2110・2111）

市税の 手続き	◇固定資産税の納税義務者、相続人代表者または納税管理人が死亡した場合は、届出が必要です。※東郷総合支所および各支所ではお取扱いできません。 ◇口座振替を利用されていた場合は、振替口座の変更手続きが必要です。 ◇亡くなられた方が所有者となっている軽自動車（二輪車、小型特殊自動車を含む）については、名義変更の手続きが必要です。
------------	--

■本庁1階 ④ 番窓口 国民健康保険課国民健康保険係（内線 2119・2120）

・葬祭費の 手続き	<u>ご持参いた だくもの</u>	● 葬祭執行者（喪主）の印鑑・通帳 ※口座番号のわかるもの ● 亡くなられた方の後期高齢者医療保険証・国民健康保険証
・保険証 の返還		◇ <u>後期高齢者医療保険・国民健康保険</u> の被保険者が対象です。 ◇葬祭費は葬祭執行者（喪主）の口座に振込まれます。葬祭執行者（喪主）以外の口座に振込する場合は <u>委任状（別紙）</u> を必ずご持参ください。

※ **他の健康保険から同様の給付が受けられるときは、お支払いできないことがあります。**

※ **葬祭費の手続きは、葬祭を行った日の翌日から2年間となります。**

■本庁1階 ⑤ 番窓口 市民課国民年金係（内線 2128・2130）

国民年金 の手続き	<u>ご持参いた だくもの</u>	● 請求者の通帳・身分証明書（運転免許証など） ● 亡くなられた方の年金証書 ● 請求者のマイナンバーカード又はマイナンバー通知書 （ただし、氏名や住所等が住民票の記載事項と一致している場合に限る。）
		※厚生年金・共済年金は、お近くの年金事務所または各共済組合での手続きとなりますので、 <u>年金事務所または各共済組合にお問い合わせください。</u> ※未支給年金・死亡一時金・遺族年金などの請求手続きを、亡くなられた方と生計を同じくしていた別住所のご遺族の方が行う場合は「生計同一関係に関する申立書」が必要となりますので、事前にご確認ください。 ※請求者と別世帯の代理人が請求者の戸籍謄本・住民票・税関係の証明書を請求する場合は <u>委任通知書（別紙）</u> が必要となります。

■ 本庁1階 ⑥ 番窓口 市民課市民窓口係（内線 2123・2126）

世帯主の変更	ご持参いただくもの ● 世帯全員の国民健康保険者証
	◇死亡にともない世帯主を「 」様に変更いたしましたので、国民健康保険加入世帯の場合は、 世帯全員の国民健康保険証 をご持参ください。 ◇上記の世帯主を変更される場合は、窓口で世帯主変更届を行ってください。
印鑑登録の廃止	◇死亡届出により自動的に抹消されます。 印鑑登録証(カード)は2つに切断し破棄してください。

■ 本庁1階 ⑩ 番窓口 市民課市民相談係（内線 2131・2132）

市営墓地や納骨堂の名義変更	◇市営墓地、市営納骨堂の使用者であった場合は、名義変更の届出が必要です。 使用者と承継者の関係が分かる戸籍謄本（コピーでも可）をご持参ください。 ◇市営墓地、納骨堂に遺骨を納める場合は、届出が必要です。
犬の飼い主の変更	◇犬の飼い主が亡くなられた場合は、飼い主の変更届出が必要です。

■ 本庁1階 ⑫ 番窓口 高齢者あんしん課介護給付係（内線 2717・2718）

介護保険証の返還	ご持参いただくもの ● 亡くなられた方の介護保険証
----------	---------------------------

■ 本庁1階 ⑭ 番窓口 こども課こども福祉係（内線 2173・2174）

児童手当、児童扶養手当等の手続き	◇児童手当、児童扶養手当等を受給している場合、手続きが必要なことがあります。 ◇20歳未満の児童を養育している方は、児童扶養手当等の申請ができる場合があります。詳しくはこども課でご相談ください。（※次ページに資料があります。）
------------------	--

■ 本庁1階 ⑮ 番窓口 福祉課障がい福祉係（内線 2166・2167）

障がい者手帳の返還	ご持参いただくもの ● 亡くなられた方の障がい者手帳
-----------	----------------------------

■ 健康管理センター1階 上下水道料金センター（内線 3514）
下水道課業務係（内線 3522）

水道（下水道）契約の手続き	◇水道（下水道）契約者が亡くなられた場合、名義変更または使用中止等の手続きが必要です。口座振替を利用されていた場合振替口座の変更手続きが必要です。
受益者変更の届出	◇下水道事業受益者負担金を納付中の方は、受益者変更の届出が必要です。 口座振替を利用されていた場合は振替口座の変更手続きが必要です。

■ その他窓口

山林を取得した方	◇山林を相続等（未相続の場合は法定相続人の共有物）により取得した方は、林業水産課（日向市役所本庁3階 内線2384）に「森林の土地の所有者届出書」の提出が必要です。
農地をお持ちの方	◇農地をお持ちの方は、農業委員会（日向市役所本庁3階 内線2392）で手続きが必要です。

空き家の処分 にお困りの方

◇**空き家の放置により周辺の住環境の悪化が起きています。**空き家の相続や管理について少しでもお悩みの方、利活用されたい方は是非ご相談ください。
担当：日向市役所本庁3階⑥番窓口 建築住宅課空家対策推進室
TEL：0982-66-1032（直通） 2318（内線）

宮崎地方法務局延岡支局からのお知らせ

◇**土地・建物の相続登記はできるだけ速やかに申請してください。**

持参いただくもの・・・ ●亡くなられた方の戸籍全部事項証明書及び住民票の除票。
●相続人の戸籍全部事項証明書及び住民票の写し。
●上記以外に必要な書類がありますので、法務局におたずねください。
TEL 0982-33-2179



児童扶養手当



児童扶養手当とは？

父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。障がい児は20歳未満）を監護、養育している人に手当を支給し、児童の福祉の増進を図るとともに、手当を受ける方が、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に役立てていただくための制度です。ただし、所得制限があります。

受給資格は？ 児童の状況が次のいずれかに該当することが条件です。

- | | |
|-------------------------------|--------------------------|
| ① 父母が離婚
(事実婚、内縁関係の解消を含みます) | ⑤ 父または母が1年以上遺棄している |
| ② 父または母が死亡 | ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた |
| ③ 父または母が障害の状態にある | ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている |
| ④ 父または母が生死不明 | ⑧ 未婚の子 など |

- ・請求者及び対象児童が公的年金給付等を受けていたり公的年金給付等の加算対象になっていたりするときは、受けている公的年金給付等の月額又は子の加算額の月額と児童扶養手当の月額を比較して、児童扶養手当の額が高い場合にのみ、差額が支給されます。
- ・父の場合は児童を監護し、かつ生計を同じくすることが必要です。
- ・父または母以外の方が養育しているときは、児童と同居していることが必要です。

支給金額は？

※所得額、扶養人数によって異なります。詳しくはこども課までお問い合わせください。
※本人または扶養義務者の所得額によっては、手当が支給されないこともあります。

【お問合せ先】日向市役所こども課こども福祉係
TEL 0982-52-2111（内線2174）・0982-66-1021（直通）





母子及び父子家庭等医療費助成制度



日向市では、母子及び父子家庭等の健康増進と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成しています。※父子家庭については平成20年10月1日から新設されました。

◇ 助成を受けられる人 ◇

- ◆母子及び父子家庭等であって、20歳未満の児童を扶養している母又は父。
- ◆母子及び父子家庭等の要件を満たす児童。18歳に達した年度末（3月末）まで。

◇ 助成制度を受けるには ◇

- ① この制度を受けるには、あらかじめ受給資格証の交付を受けることが必要です。
- ② 実際に病院などにかかり、医療費の助成を受けたいときは、助成金給付申請書に負担金、保険診療点数、受領印の記載のある領収書の添付、または助成金給付申請書に医療機関等から証明をもらって、こども課窓口に提出してください。
- ③ 診療を受けてから、1年以内に請求してください。

◇ 助成 ◇

- 1人当たり、1ヶ月の保険診療による合計額から、1,000円を差し引いた金額を助成します。（100円未満の端数は切り捨てとします）
- 入院・入院外・歯科ともに、助成対象となります。
- 助成金は、申請月の翌月20日に、申請者名義の口座に振込みます。
- 高額療養費、附加給付などがある場合は、その金額を差し引いて助成することになります。そのため、高額医療費、附加給付金額の確認のため、振込みまでにお時間をいただく場合があります。 なお、この制度には所得制限がありますので、給付申請をされても助成金の給付が受けられないことがあります。

※給付申請書は、こども課こども福祉係に置いてありますので、おたずねください。



お問い合わせ先

日向市役所 こども課 こども福祉係

Tel. 52-2111（内線2163）・0982-66-1021
（直通）